

杉並区住民基本台帳ネットワークシステム 運用監視委員会

(概要)

杉並区住民基本台帳ネットワークシステム運用監視委員会は、区における住基ネットの運用を監視し、区に対して専門的な助言をするために、平成 21 年 1 月に設置された第三者機関です。

所掌事項は、次のとおりです。

住基ネットの運用の状況に関し、区長に報告を求め、又は
実地について調査すること。

区が実施するセキュリティ対策の評価を行い、その結果に
関する報告を区長に提出し、かつ、これを公表すること。

必要があると認めるときは、区長に対し、住基ネットの事
務処理の体制について改善のため必要な措置を講ずべきこと
を勧告すること。

その他の事項については、設置要綱をご覧ください。

委員会は、個人情報保護や情報通信技術の専門家 3 名で構成されます。

委員会のおもな審議事項等を公表しています（会議録をご覧ください）。
なお、当委員会の会議は、非公開とされています。

【お問合せ先】

区民課調整担当 [TEL:03-3312-2111(代表)]